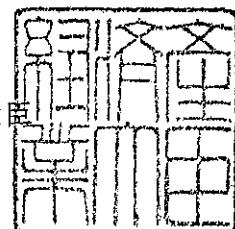


経済産業省

平成16・11・01原第10号  
平成17年7月27日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号、2号及び3号原子炉施設の変更）について（諮問）

四国電力株式会社取締役社長 大西 淳から平成16年11月1日付け原子力発第04184号（平成17年7月15日付け原子力発第05090号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、四国電力株式会社伊方発電所において、3号原子炉施設におけるウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体の使用、1号及び2号原子炉施設における安全保護回路等の変更並びに1号、2号及び3号原子炉施設における放射性廃棄物の廃棄設備の共用化又は廃止をするものである。

#### 1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

#### 2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ウラン資源の有効利用を目的とするものであり、原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用していくこと」、また、「使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくこと」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下、「長期計画」という。）の方針に沿ったものであること
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、長期計画における我が国の核燃料サイクルに対する国的基本的考え方へ沿ったものであること
- ・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質（ウラン）については、計画的に確保することとしており、核燃料物質（プルトニウム）については、使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していくとしていること
- ・発生する放射性廃棄物については、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、約32億円である。

これらの資金については、自己資金、社債及び一般借入金により調達する計画としている。

四国電力株式会社における総工事資金の調達実績と比較して、今後の資金調達は可能と判断した。

のことから、本件申請に係る原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。